



来週の投資戦略 (11/20-24)

エヌビディア祭りを期待？

2023年11月19日

小松 徹

注目事項 — 見所

11月21日、米エヌビディア（画像半導体）の8-10月期決算—半年前の再来を期待？
 11月21日、前回の連邦公開市場委員会（FOMC）議事要旨—見送り多数の背景は？
 11月24日、10月の全国消費者物価指数 — 前年比+3.4%、コアコアは+4.1%？

株式市場見通し

来週の注目点は米国時間火曜日発表の米エヌビディアの8-10月期決算だ。半年前に2-4月期決算が発表された時、生成AI用の需要が会社想定の5割増に達するとコメントされると、株価は一晩で25%上昇した。世界の半導体関連銘柄が急反発、エヌビディア祭りと呼ばれた。その再来を3か月前にも期待したが、祭りの再来とはならなかった。5-7月期の一株当たり利益（EPS）がアナリスト予想を29%上回る2.7ドルだったにもかかわらず。今回も投資家の期待度は高いが、余程投資家を驚かせるような新しいことがないと、一旦材料出尽くしとなる可能性もあろう。アナリストは8-10月期のEPSを3.36ドル、11-3月期を3.75ドルと予想している。

来週、次の注目は前回の米FOMC議事要旨になる。10月末の米長期金利が5%近辺まで上昇していたが、前回のFOMCではそれほど金利が高くなったので、さらに追加利上げの必要性はないとの意見が多かったと聞いている。2週間余りで長期金利は0.5%の幅で低下した。すると前回の話し合いでの前提が変わってくるが、そうした仮定の議論などはあっただろうか。Higher for longer はどの程度を見込んでいるのか、知りたいところだ。

さて、11月10日までの2週間の株式売買動向を見ると投資家の典型的な行動が現れている。日米とも金融政策に変更なかったことで、わが国の株式市場が4%前後上昇した。個人投資家が現物市場で64百億円売り越した。現物市場での最大の買い手は証券会社の41百億円であった。ただし、彼らは先物市場で65百億円売り越したので、総計すると売り越していた。そこで、海外投資家が先物市場で1兆4百億円買い越したのが、市場の上げの原動力だったことが分かる。すなわち、市場が上げた時の典型的な投資家行動だったのだ。先週市場はさらに上げたが、個人投資家はどうか、短期売買の海外投資家はまだ買い玉を保有しているか。

先週金曜日に出そろった決算から、プライム市場上場企業の今年度の一株当たり利益（EPS）が前年度比9.7%増と予想されている。第2四半期決算発表シーズン前には4.3%増と予想されていたことから、増益幅拡大が確認されたことになる。トヨタ自動車（7203）の業績上方修正による貢献が大きかった。上方修正額あるいは上方修正率をランキングして投資行動に活かすというのがひとつのアイデアだが、大凡市場は修正値を数分間で織り込んでしまう。今投資家が考えるべきは、修正値にはさらに修正の余地があるか、あるいは変更なしの場合に10-12月期の決算発表時に出てくるか。

KPAの投資戦略

ロング（買い）	ショート（売り）
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。